

公共牧場機能強化等体制整備事業実施要領

〔令和３年４月１日付け２生畜第２３３６号
農林水産省生産局長通知〕

第１ 趣旨

公共牧場機能強化等体制整備事業の実施については、公共牧場機能強化等体制整備事業実施要綱（令和３年４月１日付け２生畜第２３３４号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第２ 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、実施要綱第２の用語の定義に定めるところによる。

第３ 事業内容

本事業は、実施要綱別表１に定める事業実施主体が行う以下の１及び２の取組に対し助成し、補助対象基準及び補助率は別表１のとおりとする。

- １ 強化計画の策定及び現地調査
- ２ 強化計画に基づく、以下に掲げる取組
 - （１）和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入
 - （２）繁殖雌牛等の導入に必要な施設等の改修・整備
 - （３）草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入
 - （４）飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備
 - （５）施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去
 - （６）和子牛供給体制強化に必要な（３）以外の機械等の導入

第４ 事業の成果目標及び目標年度

実施要綱第６の１の成果目標は、高資質和子牛の供給体制強化を図る観点から、高資質和子牛の生産性の向上を目標の指標とし、次のいずれかの目標値を設定するものとする。また、目標年度は事業完了年度から３年度以内とする。

- １ 事業を実施した公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛頭数（本事業で導入した牛を含む。）の２倍以上の頭数の和子牛を生産し、かつ、当該和子牛のうち高資質和子牛が過半数を占めること。
- ２ 受精卵移植を活用する場合、受精卵の供給個数又は自牧場での受精卵移植個数が１０％以上増加し、かつ、当該増加個数のうち高資質和子牛の生産が見込まれるものが過半数を占めること。

第５ 事業実施主体

実施要綱別表に定める事業実施主体のうち、（８）の生産局長が別に定める者は、以下の１から６までのいずれかに該当する組織であることとする。

- １ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

- 2 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- 3 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、以下の（1）から（3）までの全ての要件に適合するもの
 - （1）農業を主たる事業として営んでいること。
 - （2）株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
 - （3）持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
- 4 3 戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であつて、以下の（1）及び（2）の要件に適合するもの
 - （1）農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - （2）その規約が以下に掲げる事項の全てに該当していること。
 - ① 当該団体の目的として、機械及び施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定が盛り込まれていること。
 - ② 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ③ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ④ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - ⑤ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 5 国産飼料の生産を主たる事業として営む法人（原則として、直近 3 年以上の活動実績があること。）
- 6 地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が特に必要と認める団体

第 6 事業の実施基準

- 1 施設等の改修・整備、機械導入に係る実施基準
 - （1）交付対象事業費は、実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の改修・整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、交付対象事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
 - （2）地方農政局長は、事業実施主体が改修・整備を行った施設等及び導入した機械が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合）には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行うものとする。
 - （3）交付対象となる機械・施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。また、改修の場合には、改修後の耐用年数が 5 年以上のものとし、既存の施設及び資材の有効活用並びに交付対象事業費の低減等を図る観点から、本対策の実施地区の実情に照らし適当

と認められる場合には、増築、併設、合体施工若しくは直営施工を行い、又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、この場合の古材については、原則として、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用となるよう考慮した上で、適切な選定を行うものとする。

- (4) 交付対象となる機械については、既存の機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付対象外とする。また、機械については、その導入目的に即して適正に使用するものとする。
- (5) 本事業により整備する機械・施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分に協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (6) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- (7) 実施要綱第 7 の助成の対象経費は、本事業の成果目標の達成に要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (8) 施設整備に当たっては、以下に掲げる基準事業費を補助の上限額とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により地方農政局長が特に認めた場合は、この限りでない。

施設整備の内容	基準事業費	特認事業費
① 飼料調製貯蔵用施設 ・バンカーサイロ ・ストックヤード ・飼料庫（乾草舎を含み、付帯設備を除く。） ・飼料調製・梱包施設 （付帯設備を除く。）	7 千円／ m^3 10 千円／ m^2 45 千円／ m^2 50 千円／ m^2	9 千円／ m^3 13 千円／ m^2 59 千円／ m^2 65 千円／ m^2
② 家畜飼養管理施設 ・乳用牛舎 （ストール等付帯部分を除く。） ・肉用牛舎 （ストール等付帯部分を除く。）	45 千円／ m^2 29 千円／ m^2	59 千円／ m^2 38 千円／ m^2
③ 家畜ふん尿処理施設 ・堆肥舎 ・尿貯留施設 1,000 m^3 未満 1,000 m^3 以上 （付帯設備を除く。）	45 千円／ m^2 30 千円／ m^3 25 千円／ m^3	59 千円／ m^2 39 千円／ m^3 36 千円／ m^3

2 その他の取組に係る実施基準

- (1) 第 3 の取組を行う場合は、別記様式第 1 号により、3 年間の飼養計画及び飼料生産・供給計画を記載した強化計画を策定するものとする。
- (2) 第 3 の 2 の (1) の繁殖雌牛等の導入を行う場合は、牛の個体識別のための情

報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 8 条から第 13 条までの規定を遵守するとともに、導入した繁殖雌牛等の個体識別情報の写しを実績報告の際に提出するものとする。

- (3) 第 3 の 2 の (3) の草地改良等に当たっては、現地調査、土壌分析や堆肥分析等に基づく適正な土壌改良資材及び肥料の投入、優良品種の導入により行うものとする。
- (4) 土壌分析及び飼料分析を行う場合は、公的機関等により実施されるものとする。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができるものとする。また、調査分析の方法の詳細については、令和 2 年度草地難防除雑草駆除技術実証事業実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生畜第 1795 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 別添の草地難防除雑草駆除対策調査分析実施方法によるものとする。本事業は、これらの分析により、飼料生産基盤として利用が確実に見込まれる草地を対象とする。
- (5) 本事業で利用する牧草等の優良品種の種子については、原則として飼料作物優良品種種子利用促進要領（昭和 50 年 4 月 21 日付け 50 畜 B 第 233 号農林省畜産局長通知）第 1 の 1 に基づき都道府県知事が指定する奨励品種であって、品質の証明を受けたもの（以下「奨励品種」という。）とする。ただし、奨励品種を利用しない場合には、都道府県試験場等の公的機関が奨励品種と同等の品質であると証明した品種の種子とする。
- (6) 本事業で利用する農薬剤については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 9 項に基づき農薬の登録がなされているものとする。

第 7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

- (1) 実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画については、別記様式第 1 号により作成し、事業実施主体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1) の提出を行うに当たって、あらかじめ関係する機関（市町村、都道府県、農協、畜産農家等）と調整を図ることとする。
- (3) 地方農政局長は、事業実施主体に対し、(2) の調整の結果について、必要に応じ報告を求めることができるものとする。
- (4) 事業実施計画の提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画に記載された内容がその管轄を越える場合、関連する地方農政局長に連絡するとともに、必要に応じて事業実施計画の内容の確認等の協力を求めることができるものとする。

2 事業実施計画の承認基準

- (1) 地方農政局長は、事業実施計画が以下に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
 - ① 取組の内容が、本事業の目標に沿っていること。
 - ② 整備を予定している施設等が、成果目標の達成に寄与するものであること。
 - ③ 事業実施計画に基づく施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - ④ 施設等の能力及び規模が適正であり、かつ、過大なものではないこと。
 - ⑤ 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
 - ⑥ 施設等別の投資費用及び規模が適正かつ必要最小限であると認められること。
 - ⑦ 実施要綱第 6 の 3 の費用対効果分析が、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施につ

いて」（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2221 号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）に準じて実施され、投資効率等が十分検討されていること。また、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。

- ⑧ 事業実施主体において、事業実施主体の負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

(2) 地方農政局長は、(1) の承認に当たり、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し公平性の確保に努めるものとする。

(3) 地方農政局長は、(1) の承認を行った場合には、生産局長に報告するものとする。

(4) 実施要綱第 5 の 2 の「事業実施計画の重要な変更」は、以下に掲げる事項とし、変更しようとするときは、(1) から (3) までに準ずるものとする。

- ① 事業の中止又は廃止
- ② 事業実施地区の変更
- ③ 事業実施主体の変更
- ④ 総事業費の 30% を超える増及び国庫補助金の増
- ⑤ 総事業費及び国庫補助金の 30% を超える減
- ⑥ 成果目標の変更

3 事業の優先採択

事業の採択に当たって、申請額が予算額を超えた場合には、別表 2 の審査項目に基づいて採点を行った地方農政局の審査結果を生産局で取りまとめ、得点の多い順に予算を配分する。

第 8 事業の着工

- 1 事業の着工（資材・機械の発注を含む。以下同じ。）は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着工することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1 のただし書により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、あらかじめ地方農政局長の適正な指導を受けた上で、交付決定前着工届（以下「着工届」という。）を別記様式第 2 号により、地方農政局長に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、事業実施主体の 1 のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着工する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても、必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、補助金交付申請書に着工年月日及び着工届の文書番号を記載するものとする。

第 9 事業実施状況の報告

- 1 実施要綱第 8 の事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度以降、目標年度まで毎年 7 月末日までに別記様式第 3 号により地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1 の内容について検討し、成果目標の達成が見込まれないと

判断したときは、事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第 10 事業の評価

- 1 実施要綱第 9 の事業評価の報告は、別記様式第 4 号により事業実施主体自らが事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の 9 月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、報告を受けた 1 の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検するものとする。
- 3 地方農政局長は、2 において事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合（事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除く）には、事業実施主体に対し成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

第 11 管理運営等

1 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難いなど、やむを得ない場合には、事業実施主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第 12 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名を表示するものとする。

第 13 不正行為に対する措置

地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

第 14 その他

- 1 地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象経費及び補助率について

区 分	補助対象基準	補助率
1 強化計画の策定及び現地調査	① 検討会開催に係る経費 (会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費、取りまとめ費 等) ② 現地調査に係る経費 (旅費、資料印刷費 等)	定額
2 (1) 和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入	対象となる繁殖雌牛等は次のとおり。 ・和子牛の生産において、その産子を供給・保留することを目的として繁殖の用に供する肉専用種又は交雑種の雌牛 ・和子牛の生産において、その産子を供給・保留することを目的として飼養する乳用雌牛(受卵牛)	1 / 2 以内 (1 頭当たりの補助額の上限は、乳用雌牛(受卵牛)については27.5万円、繁殖に供する雌牛については24.6万円とする。)
2 (2) 繁殖雌牛等の導入に必要な施設等の改修・整備	対象施設は次のとおり(これらと一体的に整備する附帯施設、機器等を含む。) ① 家畜飼養管理施設 (乳用牛) ・搾乳牛舎 ・乾乳牛舎 ・育成牛舎 (肉用牛) ・繁殖雌牛用牛舎 ・分娩用牛舎 ・子牛哺育育成牛舎 等 ② 繁殖関連施設 ・受精卵移植施設 等 ③ 家畜ふん尿処理施設 ・堆肥舎 ・尿貯留施設 ・貯水層 ・堆肥発酵施設 等 ④ 放牧関連施設 ・家畜避難舎 ・看視舎 ・牧柵 ・飲水施設 等	1 / 2 以内
2 (3) 草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入	① 対象となる草地改良等に係る経費は次のとおり。 ・土壌分析費 ・堆肥分析費 ・飼料分析費 ・薬品費 ・肥料費 ・土壌改良資材費 ・種子費 ・暗渠資材費	1 / 2 以内 (ただし、草地改良に係る経費の10a当たりの補助額の

	・燃料費 ・作業委託費 等 ② 対象となる飼料生産・調製機械は次のとおり。 ・耕うん用機械 ・堆肥散布機 ・播種用機械（牧草、とうもろこし） ・追播種機 ・刈取機 ・反転機 ・フォーレイジハーベスター ・とうもろこし収穫機 ・梱包機 ・サイレージ等取出機 ・砕土整地用機械 ・堆肥切返作業機 ・運搬機 ・集草機 ・梱包格納用機械 ・積込機 等	上限は、1.5万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。）
2（4） 飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備	飼料調製貯蔵用施設の整備費であり、対象となる施設は次のとおり（これらと一体的に整備する附帯施設、機器等を含む。）。 ・ストックヤード ・乾草舎 ・飼料調製・梱包施設 ・飼料庫 ・バンカーサイロ - 等	1 / 2 以内
2（5） 施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去	対象となる施設用地の改良及び既存施設の撤去に係る経費は次のとおり。 ・施設用地改良費 ・既存施設撤去費 等	1 / 2 以内
2（6） 和子牛供給体制強化に必要な2（3）以外の機械等の導入	① 繁殖技術向上に係る機械等の導入費で、対象となる機械装置等は次のとおり。 ・受精卵移植関連機械装置 ・分娩監視装置 ・発情発見装置 等 ② 家畜飼養管理機械装置等の導入費で、対象となる機械装置等は次のとおり。 ・ICタグ、ICタグ管理システム ・哺乳ロボット ・飼料タンク ・ミキサーフィーダー ・飼養ゲージ ・飼料調製用機械 - 等 ③ 放牧関連機械装置等の導入費で、対象となる機械装置等は次のとおり。 ・放牧地の繫留施設（スタンション） ・放牧用電牧機 等	1 / 2 以内

別表 2

公共牧場機能強化等体制整備事業審査表

審査項目	審査の観点	審査基準	評価
事業執行体制の妥当性	○ 事業実施主体の要件を満たしているか。 ○ 定款など組織運営に必要な規程は整備されているか。 ○ 事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
事業執行方法の妥当性	○ 申請者の現状における課題が明確となっており、その課題解決に向けた取組内容となっているか。また、取組内容は事業の趣旨と合致しているか。 ○ 事業の執行に当たり、適正なスケジュールが設定されているか。 ○ 提出された事業実施計画書に記載漏れはないか。また、添付書類の欠落はないか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
補助金管理体制の妥当性	○ 会計規程が整備されているか。 ○ 円滑な経理事務を行うことができる適正な執行体制を有しているか。 ○ 財務状況が健全な団体であるか。 など	【5点満点】 5点：適切 3点：一部見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
優先加算	○ 障害者が就労しているか。	就労している場合は、1点加点	
交付決定取消の原因となる行為の有無	○ 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。	該当する場合は、－8点	

事業計画等の妥当性	○ 取組の内容が、本事業の目標に沿っているか。 ○ 整備を予定している施設等が、成果目標の達成に寄与するものであるか。 ○ 事業実施計画に基づく施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるか。 ○ 施設等の能力及び規模が適正であり、かつ、過大なものではないか。 ○ 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められるか。 ○ 施設等別の投資費用及び規模が適正かつ必要最小限であると認められるか。 ○ 費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討されているか。また、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるか。 ○ 事業実施主体において、事業実施主体の負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されているか。さらに、その計画が確実に実行されると見込まれるか。 ○ 補助金額は、実施要領第6の1(8)に示す上限金額の範囲内であるか。	【5点満点】 5点：極めて適切 4点：適切 3点：概ね適切 2点：一部見直しが必要 1点：大幅な見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	
	(事業の成果目標) ○ 成果目標が事業を実施した公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産し、かつ、当該和子牛のうち高資質和子牛が過半数を占める目標となっているか。 ○ 受精卵移植を活用する場合にあっては、受精卵の供給個数又は自牧場での受精卵移植個数が10%以上増加し、かつ、当該増加個数の	【5点満点】 5点：極めて適切 4点：適切 3点：概ね適切 2点：一部見直しが必要 1点：大幅な見直しが必要 0点：適切でない ※0点の場合は不採択	

	うち高資質和子牛の生産が見込まれるものが過半数を占める目標となっているか。 ○ 事業計画は当該成果目標の達成に資するものとなっているか。 など事業内容に合致し適切な計画となっているか。		
	○ 事業の円滑な遂行に向けて、都道府県、市町村、関係機関等と連携が取れている体制となっていれば加算。	3 点	
	○ 公共牧場等の利用面積に応じて右を加算。	北海道 都道府県 3 点： 240ha 50ha 2 点： 120ha 25ha 1 点： 50ha 10ha (※北海道 240ha、都道府県 50ha が公共牧場の草地面積の平均)	
	○ 和牛種畜等（子牛、成牛）の供給実績または和牛受精卵の生産・供給実績がある場合は実績に応じて右を加算。	5 点：両方の実績がある場合。 3 点：どちらか一方の実績がある場合。	
	○ 成果の波及が期待できるか。	3 点：高い波及性が期待できる。 1 点：一部波及性が期待できる。 0 点：波及性が期待できない。	
		満点 40 点	

地方農政局の所見

--

※一部見直しが必要又は大幅な見直しが必要との評価の場合は、どのような見直しが必要か記載すること。

※一部見直しが必要又は大幅な見直しが必要との評価を受けた事業実施主体候補者に対しては、採択通知に該当箇所の見直しを条件とする旨、記載すること。

※事業執行体制の妥当性、事業執行方法の妥当性、補助金管理体制の妥当性及び事業計画等の妥当性のいずれか1つでも適切でないと評価を受けた場合は、不採択とする。

別記様式第 1 号（第 6 の 2 の（1）及び第 7 の 1 の（1）関係）

番 号
年 月 日

（地方農政局長） 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業の事業実施計画の承認
（変更）申請について

令和〇〇年度において、公共牧場機能強化等体制整備事業を実施したいので、公共
牧場機能強化等体制整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生畜第 2334 号農林
水産事務次官依命通知）第 5 の 1 に基づき、下記のとおり関係書類を添えて（変更）
承認申請する。

記

- 1 事業費総括表（別添 1）
- 2 公共牧場機能強化等体制整備事業実施計画書（別添 2）

(別添1)

事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分	
		国庫補助金	事業実施 主体
1 強化計画の策定及び現地調査	円	円	円
2 強化計画に基づく以下の取組 (1) 和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入 (2) 繁殖雌牛等の導入に必要な施設等の改修・整備 (3) 草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入 (4) 飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備 (5) 施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去 (6) 和子牛供給体制強化に必要な(3)以外の機械等の導入			
合 計			

事業の目的および内容

--

(別添2)

公共牧場機能強化等体制整備事業 実施計画書

(公共牧場機能強化等体制整備計画)

1 事業実施主体の概要

申請者 (代表者名)					
住所	〒 TEL() — FAX() —				
団体概要					
公共牧場 との関係					

2 公共牧場の概要

公共牧場等名					
所在地					
所有者			管理者		
面積 (ha)	採草地	飼料畑	野草地	その他	総面積
受入 可能 頭数	受入可能頭数		受入頭数 (当年実績)		
	冬期	夏期	1月1日現在	7月1日現在	

※受入可能頭数欄について、複数の畜種が受入可能な場合は、2段書きにする等分かるように記載すること。

3 事業の目的

4 事業の内容

※ 複数の取組を行う場合には、その内容が分かるように記載すること。

5 地域畜産の概況

6 飼養計画（全体）

			畜産 農家牛 (a)	自家 所有牛 (b)	合 計 (c) = (a) + (b)	平均飼養 日数 (d)	延べ 飼養頭数 (e) = (c) × (d)
事業 実施 前 年 度	乳 用 牛	6ヶ月齢未満	頭	頭	頭	日	頭日
		6ヶ月齢以上					
	肉 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	計						
		うち管轄地域外		—	—	—	—
事業実施 年度の 導入頭数		乳用牛	—			—	—
		肉用牛	—			—	—
事業 実 施 翌 年 度 1 年 目	乳 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	肉 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	計						
		うち管轄地域外		—	—	—	—
2 年 目	乳 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	肉 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	計						
		うち管轄地域外		—	—	—	—
3 年 目	乳 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	肉 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	計						
		うち管轄地域外		—	—	—	—

7 和子牛の生産・供給計画（実績）

区分	繁殖雌牛等頭数 (頭)	生産頭数 (頭)	自家保留頭数 (頭)	供給（出荷）頭数 (頭)	備考
事業実施前年度（実績）					
事業実施年度					
事業実施翌年度（1年目）					
2年目					
3年目					

※繁殖雌牛等頭数は、品種・用途を区分して記載すること。また、育種価情報等が分かる資料を添付すること。

※生産頭数、自家保留頭数及び供給（出荷）頭数は、内訳として雄雌を区分して記載すること。

※事業実施年度における繁殖雌牛等の導入頭数を備考欄に記載すること。また、育種価情報等が分かる資料を添付すること。

※事業実施前年度において、成牛の和牛種畜の供給（出荷）実績がある場合には、備考欄に品種・用途別に頭数を記入すること。

8 和牛受精卵の生産・供給計画（実績）

区分	供卵牛頭数 (頭)	生産個数 (個)	利用・供給 個数（個）	備考
事業実施前年度（実績）				
事業実施年度				
事業実施翌年度（1年目）				
2年目				
3年目				

※供卵牛・種雄牛の育種価情報等が分かる資料を添付すること。

※利用・供給個数の内訳（自家利用、畜産農家へ供給等）を備考欄に記載すること。

9 飼料生産・供給計画

区分		現状		事業実施翌年度	
		実面積 (ha)	供給量 (t)	実面積 (ha)	供給量 (t)
放 牧					
舎 飼					

※ 区分の欄には、対象家畜を記載する。

草地改良等として荒廃草地を有効利用する取組を行う場合は以下の様式

荒廃草地面積 (ha)		有効利用面積 (ha)	
供給農家数 (戸)	牧 草 (t)	青刈りとうもろこし (t)	その他 (t)

※ 事業実施後、増加する数量について記載すること。

10 成果目標及び目標年度（計画）

（１）目標年度

○年度 ※事業完了年度から３年度以内とする。

（２）成果目標 ※ア又はイを設定する。

ア 和子牛生産頭数

①事業実施年度の繁殖雌牛頭数：○頭

②目標年度までの和子牛生産頭数（累計）：○頭 ※①×２以上で設定する。

③②のうち高資質和子牛の頭数・割合：○頭（○％） ※割合は５０％超で設定する。

※事業を実施した公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛頭数（本事業で導入した牛を含む。）の２倍以上の頭数の和子牛を生産し、かつ、当該和子牛のうち高資質和子牛が過半数を占めるように設定すること。

イ 受精卵の供給個数又は自牧場での受精卵移植個数

①事業実施前年度の受精卵供給個数：○個

②事業実施後○年度目の受精卵供給個数：○個（○個増加）※①×１．１以上で設定する。

③②の増加個数のうち高資質和子牛生産見込み個数・割合：○個（○％）

※割合は５０％超で設定する。

※受精卵移植を活用する場合、受精卵の供給個数又は自牧場での受精卵移植個数が１０％以上増加し、かつ、当該増加個数のうち高資質和子牛の生産が見込まれるものが過半数を占めるように設定すること。

11 実施計画

ア 検討会等開催計画（実績）

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容等

イ 現地調査実施計画（実績）

調査時期	参加人数	調査内容

ウ 和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入

品種・用途	頭数	単価 (千円)	事業費 (千円)	補助金 (千円)

エ 繁殖雌牛等の導入に必要な施設等の改修・整備（実績）

施設名	施設内容 (構造・規格等)	数量	単価 (千円)	事業費 (千円)	補助金 (千円)	規格等算出根拠

※ 規格算出根拠には、既存の施設を含めた家畜の飼養計画等を記載し、施設の規模決定根拠について必要な書類を添付すること。

オ 草地改良等の計画（実績）

区分	数量	単価 (円)	事業費 (千円)	補助金 (千円)

※ 区分には土壌分析等の分析の種類や種子等の購入資材について記載すること。

カ 飼料生産・調製機械等の導入（実績）

機械名 (一般名称)	メーカー・型式	数 量	単 価 (円)	事 業 費 (千円)	補 助 金 (千円)

※ 機械名はモアーコンディショナー、フォーレイジャーベスター、ベールラッパー等を記載すること。

※ 機械の規模決定根拠について必要な書類を添付すること。

キ 飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備（実績）

施設名	施設内容 (構造・規格等)	数 量	単 価 (円)	事 業 費 (千円)	補 助 金 (千円)

※施設の規模決定根拠について必要な書類を添付すること。

ク 施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去（実績）

区 分	数 量	単 価 (円)	事 業 費 (千円)	補 助 金 (千円)

※規模決定根拠について必要な書類を添付すること。

ケ 和子牛供給体制強化に必要なカ以外の機械等の導入（実績）

機械名	型式・規格	数 量	単 価 (千円)	事業費 (千円)	補助金 (千円)	規格等算出根拠

※ 機械等の規模決定根拠について必要な書類を添付すること。

12 実施期間（完了）年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

13 添付資料

- ① 公共牧場の管理規程（定款等）を添付すること。
- ② 用地内における草地、施設等の配置が分かる図を添付すること。
- ③ 事業実施体制が明確に分かる図等を添付すること。
- ④ 実績報告については、事業実施計画を添付すること。
- ⑤ その他必要な書類を添付すること。

（地方農政局長） 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業の補助金交付決定前着工について

令和〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着工したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着工から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

（地方農政局長） 殿

住 所
実施主体名
代表者氏名

令和○年度公共牧場機能強化等体制整備事業の実施状況報告書（令和 年度）

公共牧場機能強化等体制整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2生畜第2336号農林水産省生産局長通知）の第9の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業費総括表（別添1）
- 2 公共牧場機能強化等体制整備事業実施計画書（別添2）

（注）別添2は、事業実施計画の承認（変更）申請時に添付した「事業実施計画書」（別記様式第1号の別添1及び別添2）に変更箇所を加筆・反映した実績報告書を添付すること。なお、事業費等の変更については、上段に（ ）で計画時、変更後を下段に記載すること。

(別添 1)

事業実施状況報告書（令和 年度）

1 事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分		完了 年月日
		国庫 補助金	事業実施 主体	
1 強化計画の策定及び現地調査 (1) ○○検討会の開催 (2) 現地調査（○○県○○市） 2 強化計画に基づく以下の取組 (1) 和子牛供給体制強化を図る ための繁殖雌牛等の導入 (繁殖雌牛（黒毛和種）○頭） (2) 繁殖雌牛等の導入に必要な 施設等の改修・整備 (○○牛舎 1 棟（○㎡）整備） (3) 草地改良等や飼料生産・調 製機械等の導入 (草地改良（○ha）、飼料生産 機械（○○（○台））の導入) (4) 飼料生産・調製・保管・供 給体制の強化を図るための施 設等の改修・整備 (○○施設 1 棟（○㎡）整備） (5) 施設等の整備に係る施設用 地の改良及び既存施設の撤去 (○○施設 1 棟（○㎡）撤去） (6) 和子牛供給体制強化に必要 な（3）以外の機械等の導入 (○○機械（○台）の導入)	円	円	円	
合 計				

※括弧内の○○には具体的な取組の内容を記載すること。

2 当該年度の事業計画の進捗状況

(1) 強化計画の進捗状況

--

(2) 事業で導入した繁殖雌牛等の飼養管理状況

品種・用途	頭数 (頭)	飼養管理状況

(3) 事業で整備した施設の活用状況

施設名	設置面積 (㎡)	活用状況

(4) 事業で導入した機械の活用状況

機械名	稼働面積等	活用状況

（地方農政局長） 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度公共牧場機能強化等体制整備事業の成果報告書（令和〇年度）

公共牧場機能強化等体制整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2生畜第2336号農
林水産省生産局長通知）の第10の1に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

事業成果報告書

1 飼養実績（全体）

			畜産 農家牛 (a)	自家 所有牛 (b)	合 計 (c) = (a) + (b)	平均飼養 日数 (d)	延べ 飼養頭数 (e) = (c) × (d)
事業 実施 前 年 度	乳 用 牛	6ヶ月齢未満	頭	頭	頭	日	頭日
		6ヶ月齢以上					
	肉 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	計						
	うち管轄地域外						
目 標 年 度 の 計 画	乳 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	肉 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	計						
	うち管轄地域外						
目 標 年 度 の 実 績	乳 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	肉 用 牛	6ヶ月齢未満					
		6ヶ月齢以上					
	計						
	うち管轄地域外						

2 和子牛の生産・供給（出荷）実績

区分	繁殖雌牛等頭数 (頭)	生産頭数 (頭)	自家保留頭数 (頭)	供給（出荷）頭数 (頭)	備考
事業実施前年度					
事業実施年度					
目標年度の計画					
目標年度の実績					

※繁殖雌牛等頭数は、品種・用途を区分して記載すること。また、育種価情報等が分かる資料を添付すること。

※生産頭数、自家保留頭数及び供給（出荷）頭数は、内訳として雄雌を区分して記載すること。また、育種価情報等が分かる資料を添付すること。

※事業実施年度における繁殖雌牛等の導入頭数を備考欄に記載すること。また、育種価情報等が分かる資料を添付すること。

3 和牛受精卵の生産・供給実績

区分	供卵牛頭数 (頭)	生産個数 (個)	利用・供給 個数（個）	備考
事業実施前年度				
事業実施年度				
目標年度の計画				
目標年度の実績				

※供卵牛・種雄牛の育種価情報等が分かる資料を添付すること。

※利用・供給個数の内訳（自家利用、畜産農家へ供給等）を備考欄に記載すること。

4 飼料生産・供給実績

区分		事業実施前年度		事業実施翌年度 計画		事業実施翌年度 実績	
		実面積 (ha)	供給量 (t)	実面積 (ha)	供給量 (t)	実面積 (ha)	供給量 (t)
放 牧							
舎 飼							

草地改良等として荒廃草地を有効利用する取組を行った場合は以下の様式

荒廃草地面積 (ha)		有効利用面積 (ha)	
供給農家数 (戸)	牧 草 (t)	青刈りとうもろこし (t)	その他 (t)

※ 事業実施後、増加した数量について記載すること。

5 成果目標及び目標年度（実績）

（1）目標年度

○年度

（2）成果目標

ア 和子牛生産頭数

- ①事業実施年度の繁殖雌牛頭数：○頭
- ②目標年度までの和子牛生産頭数（累計）：○頭
- ③②のうち高資質和子牛の頭数・割合：○頭（○%）

※事業を実施した公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛頭数（本事業で導入した牛を含む。）の2倍以上の頭数の和子牛を生産し、かつ、当該和子牛のうち高資質和子牛が過半数を占めること。

イ 受精卵の供給個数又は自牧場での受精卵移植個数

- ①事業実施前年度の受精卵供給個数：○個
- ②事業実施後○年度目の受精卵供給個数：○個（○個増加）
- ③②の増加個数のうち高資質和子牛生産見込み個数・割合：○個（○%）

※受精卵移植を活用する場合、受精卵の供給個数又は自牧場での受精卵移植個数が10%以上増加し、かつ、当該増加個数のうち高資質和子牛の生産が見込まれるものが過半数を占めること。

6 事業実施後の課題、改善方策等

（公共牧場を利用している農家の状況等の変化についても、記載できる場合は記載する。）